合気道競技における審判部国際化の必要性と課題

――世界大会での現状に合気道競技の成り立ちと特性を踏まえて 審判部国際化の必要性と課題・方向性について考える――

国士舘大学武道・徳育研究所非常勤研究員 大森竜一

2015年8月にオーストラリアのゴールドコーストで国際合気道競技大会が開催された。この大会は第2回合気道競技世界選手権大会と題されているが、大会名称変更以前(表1参照)から数えると公式な国際合気道競技大会としては第11回目となる大会である。

ところで、筆者は2008年に特定非営利活動法人日本合気道協会審判部長に就任して以来、組織改編後の現在も特定非営利活動法人である昭道館合気道連盟の審判部長を務めている。そして国際大会においては2009年に京都で行われた第八回国際合気道競技大会以降の全ての大会で大会審判長を務めており、本大会も乱取競技、演武競技ともに最高責任者(Referee and Judges Supervisor)として大会を取りまとめた。合気道競技における審判部の国際化の必要性と課題について考えるにあたり、第2回合気道競技世界選手権大会の概要を紹介し、合気道競技の歴史と特性を踏まえながら、本稿を進めていくことにする。

第2回合気道競技世界選手権大会概要

日 程:2015年8月29日(土)~30日(日)

場 所:オーストラリア・ゴールドコースト(Tallebudgera Sports Centre)

参加国数:7か国(9団体)

競技参加人数:150名

行 程:8月27日(木)国際合気道セミナー、28日(金)審判講習会、29日(土)演武

競技、乱取競技個人戦予選、30日(日)乱取競技個人戦決勝トーナメント、

乱取競技団体戦、種目別混合団体戦

競技の概要

競技は大きく分けて演武競技と乱取競技に分けられる。演武競技は規定種目である「乱取基本の形17本(無段の部)」「乱取基本の形17本(有段の部)」「古流護身の形」と、時間内に自由に徒手技の完成度を競う「自由技」の4種目に分けられ、2人1組でペアを組み、種目ごとに他のペアと競い合う競技である。演武競技は初め採点競技として一組ごとに行われてきたが、2005年に千葉県勝浦市で開催された第六回国際合気道競技

大会以降は、二組が同時に演武競技をして競い合うトーナメント方式が採用されている。乱取競技は個人戦と団体戦とに分けられる。演武競技には男女の区分けはないが、乱取競技では個人戦、団体戦ともに男女別に分かれて競技が行われる。それ以外には演武競技と乱取競技を団体戦の種目として取り込み、トータル的なチーム力を競い合う「種目別混合団体戦」という種目がある。

競技内容

◇演武競技・乱取基本の形17本

この競技は乱取競技に使用できる基本の技として制定された17本の技(当身技5本、 肘技5本、手首技4本、浮技3本)の完成度を他のペアと競い合う競技であり、技の順序 が定められており、順番を間違えれば即失格となる。また、他のペアに対する妨害行 為が認められた場合には、大幅に減点されることになる。「無段の部」と「有段の部」に 分かれて行われるが、競技内容は同じである。

◇演武競技・古流護身の形

この競技は古流護身の形50本としてまとめられている形の中から、徒手技(座技4本、半座半立技4本、立技8本)の完成度を他のペアと競い合う競技である。この種目も規定の形として技の順序が定められており、順番を間違えれば即失格となり、また他のペアに対する妨害行為が認められた場合には、大幅に減点されることになる。

◇演武競技・自由技

この競技は2,772種類ともいわれる数多くの技の中から、徒手技に限り認められている自由演武競技であり、制限時間内であれば技の本数に制限はない。投げ技、固め技、極め技といった技の種類に制限はなく、座技も立技も認められている。規定演武とは異なり、組(ペア)ごとに技の構成が異なるので、演武競技の中では最も見応えのある競技である。

◇乱取競技・個人戦

この競技は男女別で行われるが、柔道やボクシングのような体重ごとの階級分けはなく、無差別で行われる。一方の選手がソフト短刀を持ち、定められた部位に一足一刀の間合いから直突きが入れば点数となり、もう一方の選手はソフト短刀による攻撃を捌きながら、乱取基本技17本とその応用技を駆使して相手を投げたり抑えたりしてポイントを奪う。ソフト短刀は正味1分30秒で交替となり、前後半の総得点で勝敗を決定する。同点の場合には「優勢の判定」基準に照らした得点数で勝敗を決定し、それでも勝敗が決まらない場合には「僅差の判定」により勝敗を決定する。なお決勝戦においては総得点同数の場合には、延長戦を実施する。

◇乱取競技・団体戦

この競技には男子団体戦と女子団体戦に分類され、男子団体戦は5人制で行われ、女子団体戦は3人制で行われる。競技そのものは1対1で行われ、勝者の多いチームが勝ちとなる。勝者が同数の場合には総得点の多いチームを勝利チームとし、更に同点の場合には「優勢の判定」基準に照らした得点数によって勝敗を決定する。それでも勝敗が決まらない場合には代表決定戦を行い、個人戦の判定基準にて勝敗を決定する。

◇種目別混合団体戦

この競技は演武競技と乱取競技を団体戦の種目として取り入れ、チームの総合力を 競い合う競技となっている。合気乱取法の創案者である富木謙治師範が遺された「乱 取と形は車の両輪のごとくであり、乱取と形の偏廃しない修行こそが武道の特性であ る。」という教えに基づき考案された種目である。先鋒が座技~半座半立技の8本(古流 護身の形)、次鋒が立技8本(古流護身の形)、中堅が体捌き競技(短刀突きのポイント と体捌きポイントを競い合う競技)、副将が徒手乱取競技(乱取競技草創期に行われて いた格闘形態であり、双方が徒手技にて勝負する競技)、大将が短刀乱取競技(現在主 流の格闘形態)によって行われる。

第2回合気道競技世界選手権大会では数多くの競技種目が行われたわけだが、本稿では特に乱取競技に焦点を当て、様々な問題点を考えることにする。

◆審判技術と規程内容に関する問題

1 短刀突きの判定に関する問題

現在主流になっている乱取競技では、前述のとおり一方の選手にソフト短刀を持たせるという異種格闘の形態をとっており、正味1分30秒で短刀側の選手と徒手側の選手とで武器の交替をする。短刀側の選手がポイントを獲得するためには一足一刀の間合いから正しい姿勢で決められた部位に突きを入れなければならない。正中線(人体を鼻と臍を結んで左右に等分割する線)を逸脱した突きや近間(手足が直接届く距離)からの突きは認められておらず、短刀突きが不十分となるほか、反則ポイントを取られる場合もある。

短刀突きの判定が難しいのは、フェンシングのように決められた部位に当たれば自動的に得点となるわけではないので、短刀突きの要件を満たしているのかどうかを瞬時に見極めなければならないからである。具体的には①短刀突き(相手に刺さった瞬間)の姿勢が前傾にならず、正中線を逸脱した突きでないこと、②有効部位(脇の下から帯の上の範囲であれば前方、側方、後方全てが有効範囲)への攻撃であること、③一足一刀の間合いから踏み込まれた突きであり、ソフト短刀の三分の一程度が曲がる深さの突きであること、④順突きで突かれていること(手と足の左右が逆である逆突きは認められていない)等を瞬時に見極めなければならない。尚、短刀側は突いた

瞬間に次の攻撃に備えて(防御の意味もあり)直ぐに短刀を持っている腕を引く(縮める)場合が多いので、見極めはかなり難しくなる。

異種格闘形態ではないが、武器(竹刀)を使用した攻撃形態(竹刀vs竹刀)であり、間合いを重要視し、かなりのスピードで攻防される剣道という武道があるので、剣道の審判がどのように審判技術を磨いているのかを研究し、学ぶ必要もあると感じている。

ところで、短刀側が得点を獲得する方法には突きポイント以外にも、徒手側の選手が短刀側の選手の片手を両手で組み付いた場合、もしくは片手であっても関節技を施技してきた場合に限り「返し技」=短刀側の選手が施技することができる徒手技(当身技5本のみ認められている)を施技することで徒手ポイントを獲得することができる。短刀突きには突きポイントとして1点が与えられるが、徒手ポイントは技の効果の度合いにより1本=4点、技有=2点、有効=1点とに分類され、それぞれ徒手ポイント(技のポイント)として得点が与えられる。得点が同じ場合には、徒手ポイントの方が短刀ポイントよりも優勢となる。

短刀側にこの返し技が認められた(前述)ことにより、審判技術はより難しくなっている。

表1

合気道競技大会記録

国際合気道競技大会(公式)

名 称	日時	場所		
第一回国際親善合気道競技大会	1989年 6月16~19日	奈良県 (天理大学武道館)		
第二回国際親善合気道競技大会	1993年10月15~17日	千葉県 (日本武道館勝浦研修センター)		
第三回国際合気道競技大会	1997年10月10~12日	愛媛県 (今治市営体育館)		
第四回国際合気道競技大会	2001年10月27~28日	大阪府 (前洲アリーナ)		
第五回国際合気道競技大会	2003年 8月 5~10日	英国リーズ (Lees University)		
第六回国際合気道競技大会	2005年10月 7~10日	千葉県 (日本武道館勝浦研修センター)		
第七回国際合気道競技大会	2007年 8月 2~ 4日	米国オハイオ州 (Butler High School)		
第八回国際合気道競技大会	2009年 9月20~23日	京都府(京都市武道センター・旧武徳殿)		
第九回国際合気道競技大会	2011年 8月10~14日	英国ロンドン (Brunel University)		

世界選手権大会(公式)

	名称	日時	場所
2013	合気道競技世界選手権大会	2013年 7月13~15日	大阪府 (中央体育館)
2015	第2回合気道競技 世界選手権大会	2015年 8月27~30日	豪州ゴールドコースト (Tallebudgera Sports Centre)

準国際大会

名 称	日時	場所		
英国合気道国際親善競技大会	1991年 9月 7~10日	英国カーディフ (国立ウェールズスポーツセンター)		
米国国際合気道競技大会	1995年 8月 3~ 5日	米国オハイオ州 (Butler High School)		
豪州国際合気道競技大会	1999年 8月 1~ 5日	豪州ブリスベン (シティーホール)		

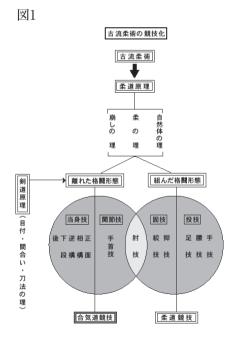
2. 技の判定基準に関する問題

合気道の技は大きく分類すると当身技(剣の理合いを徒手に凝縮し、人体の生理的 弱点に手刀或いは掌底を柔らかく当て、相手の力学的弱点に一点一方向の力を加えて 移動力により投げ倒す技)と関節技(関節の可動域の限界を攻めることにより、相手の 本体を崩して倒す技)に分類することができる。(図1参照)

当身技と関節技では技の性質が異なるので判定方法が異なるのは当然であるが、現在の競技規程では同じ関節技でも技ごとに判定基準が異なっているので、このことが技の判定をより難しくしている。解決策の一つとして、審判規程そのもの(技の判定基準)を単純明快に改定することも視野に入れる必要があると考える。

3. 反則行為に関する問題

競技規程には様々な反則行為に対してその禁 止と制裁(反則ポイントとして相手に得点が与 えられる)が記載されているが、その中でも当身 技を掛ける際に相手選手の足に手を掛けて倒す 行為(足持ち)は非常に多くみられる反則行為で ある。「足持ち」を行うことで相手選手を倒すの が容易になるわけであるが、当身技の技術性が 失われる点と危険防止の観点から、審判規程で は反則行為としてこの行為を禁止している。し かしながら競技者は瞬間的に相手選手の足に手 を掛け、技の効果が発動した瞬間にその手を どかすことが多い(動きの中で巧みにこの行為 を行う)ので、この反則行為は見逃されるケース が多く、特に相手選手が派手に投げられた場合 には審判員の目は技の効果の方に行きがちなの で、投げた者勝ちといった状況が生まれてし まっているのが現状である。



ところで、この「足持ち」の反則行為が頻繁に行われる背景には、徒手ポイントと反 則ポイントの差異に原因があると考えられる。反則が取られてもよほど危険とみなさ れない限りは最高でも - 1点の反則ポイントであるのに対し、技が認められれば最高で4点の徒手ポイントを得ることができるからである。戦略論的に考えればこの反則行為がなくなることは皆無であり、審判規程そのものの見直しをしなければ解決できない問題だといえる。

◆審判組織に関する問題

1. 各国の審判員数の問題

表2は第2回合気道競技世界選手権大会における各国審判員参加人数を比較したものである。開催地であるオーストラリアは4人の審判員しか参加していない。因みにオーストラリアの選手エントリー数は52名であった。日本に次いで合気道の歴史が古いイギリスでは選手の派遣数が25名であるのに対し、審判員は僅か2名のみであった。スイスやスペインでは今大会には審判員を派遣していない。表2からも分かるとおり、自国の試合で日本人が審判をするケースが多くなるのは必然的なことである。公平性のために自国の審判をしないという原則はあるが、現状ではほとんどの試合が例外となってしまっている。

表2

	第2回合気道競技世界選手権大会における各国審判員参加人数						
日本	イギリス	アメリカ	オーストラリア	ニュージーランド	ロシア	スイス	スペイン
14	2	3	4	1	1	0	0

単位:人

2. 各国の審判組織の現状

国際大会で外国人審判員の人数が少ないのには、各国の審判組織の現状が大きく影響している。イギリスは日本に次いで早い時期に合気道競技が広まったこともあり(後述)、審判組織自体も確立されており、イギリス国内において独自の審判講習会やナショナル大会等が執り行われている。これに対して他の国では審判組織自体はあってもその規模は小さく、各々の組織が抱える審判員数も少ないので物理的に審判員を派遣できない背景がある。

因みに日本は少年大会、学生大会、社会人の大会が地域ごとにそれぞれ年に2~3回程度はあり、試合での審判経験をする機会に恵まれている。大会数の少ない国や地域では、模擬試合などを通して審判経験を積んでいく必要がある。

ところで、以前各国において審判員数が多くならない原因の一つとして審判規程が 日本語版であることが考えられたが、2008年に英語版の乱取競技審判規程が作成され た後も外国人審判員の人数が多くならないという現状を鑑みると、主たる理由はほか にあると考えなければならない。



2015年8月30日ゴールドコースト大会会場にて撮影

3. 審判レベルの問題

乱取競技は主審一人と副審二人の三人制審判法で行われているが、ほとんどの外国 人審判員は主審ではなく副審を担当している。合気道競技では副審に比べて主審の担 う役割が非常に多く、より高度な審判技術が要求されることになる。日本以外の国々 では世界大会で主審を担当できる審判員数が少ないという現状があるので、世界各国 の審判員のレベルの底上げをする必要がある。

◆競技規程の解釈に関する問題点

現在は各国に共通の審判規程が渡っているので、審判講習会を通しての解釈の確認が重要である。審判規程には競技を行う上での最低限の事柄が記されているので、技一つ一つの効果について詳細に記されているわけではない。つまり同じ文言でも解釈次第で変わってしまう恐れがある。したがって技そのものの特徴を理解し、競技規程に記されている文言がどのような状況を記しているのかを正しく判断する必要がある。

◆競技形態に関する問題点

合気道競技は異種格闘形態という独特の競技スタイルで行われており、剣の理合いと柔の理合いが融合したもの(図1参照)なので、間合いや姿勢といったものが判定に大きく影響を及ぼすことになる。したがってその精神を理解しなければ審判を行うことは非常に難しく、合気道競技の成り立ちを理解する必要がある。(図1参照)

大会歴と競技・審判の変遷

◆競技・大会の歴史

合気道が競技として初めて試合を行ったのは、1962年の早稲田大学主催の早稲田祭における合気道の紅白試合である。対外試合としては、1966年に行われた第一回三大学対抗合気道大会(早稲田大学、国士舘大学、成城大学)が最初の競技大会である。1969年からは、明治大学と山口大学を加えて五大学対抗となり、翌年から全日本学生合気道競技大会が開催されることになる。この頃から大学OBによる合気道クラブ

(OB会)も増え始め、また社会人クラブも各地で設立され始め、やがて競技人口が増えるに伴い社会人大会も開催されるようになり、1989年には初の国際大会開催に至る。

ところで、合気乱取法が創案された当初、合気道競技の格闘形態は「徒手」対「徒手」の徒手乱取法として創案されたが、徒手乱取における試合では、選手同士が勝負に拘泥し、技術力が十分でない場合には素早い動きが失われ、足を止めて力比べをするような事態が多く生まれた。また、襟袖を持って行う「組方」の柔道と同じ間合いになるという問題も生じてしまい、この問題を解消するために考え出されたのが、一方にゴム製の短刀を持たせるという異種格闘形態だった。この方式の採用により、柔道のように相手の襟袖をつかめる距離まで不用意に接近することができなくなり、合気道競技独自の間合い(一足一刀の間合い)が生まれた。この一方にゴム製の短刀(後にソフト短刀)を持たせるという短刀乱取競技は1965年前後に導入され、細かいルールの変更はあるものの、現在の合気道競技の正式種目となっている。(徒手乱取は種目別混合団体戦の一種目として、現在も採用されている。)

◆国内審判組織の形成

合気道競技の創案当初、審判は創案者である富木謙治師範とその一番弟子であり、パートナーでもあった大庭英雄師範(1910~1986)によって行われた。この頃は競技ルール自体も試行錯誤の時期であり、競技中に危険とみなされる技の掛け方があれば、その方法は即反則と位置付けられた。選手の創意工夫により考え出された掛け方であり、その選手の掛け方に問題がない場合でも、他の選手が模倣して施した場合に危険であると判断されれば、その掛け方は即認められなくなった。

組織が大きくなると、両師範に代わり大学OBがその役割を果たすようになっていくが、それでも当初は公式な審判規程というものはなく、試合前の審判員によるルールのすり合わせと確認により試合が行われていた。合気乱取法の基本技(乱取基本の形17本)というものは存在していたが、それ以外の技であっても技の効果が認められることから、柔道技に分類される「一本背負い」や「巻き込み」といった技が認められていたのもこの当時の特徴といえる。

1992年に合気道乱取競技審判規程(現在採用されている審判規程のベースとなる冊子)が全国統一版として作成され、関東地区及び関西地区にそれぞれ審判団が組織され、各地区において定期的な審判講習会が行われると同時に全国規模の大会開催時には合同の審判講習会が開催されるようになる。

現在は昭道館合気道連盟審判部の地区組織として東日本地域(東京中心)、関西地域(大阪中心)にてそれぞれの審判組織が審判講習会を行い、年に一回合同で審判講習会を開催している。地区指導者が審判部員であることが多いため、その指導方法により地域ごとに解釈の相違が多少見受けられるが、合同講習会を行うことで競技そのものに対する解釈の違いや判定基準の違いが最小限に止められている。近々に全国的なライセンス制度の発行を予定しているところである。

◆国際審判組織に向けて

今大会における審判に関する諸問題を整理したところ、やはり審判員技術を世界標準に揃える必要性を強く感じる結果であった。現在は国や地域ごとにローカルライセンスを発行しているケースが多く、審判講習会の開催頻度や内容についても、そのレベルは統一されていない。世界大会開催時には審判員を集めた全体講習会を開催しているが、恒常的な統一組織がないことで横のつながりがなく、どうしても地域による解釈差や運用差が生まれ、世界大会時に表出する差異を埋めることが出来ないまま競技を進行することになってしまう。国ごとの審判員派遣数の偏りが顕著であり、第三国による審判員の配置が出来ないこともやむを得ない状況である。技術的な問題、物理的な問題を解決するためには、やはり国際審判組織の設立は必要不可欠なものであるだろう。

しかし統一された国際審判組織の創設には様々な困難が伴うことも事実だ。合気 道競技が普及されて間もない国では審判の歴史も浅く、本連盟による国際審判部設立 に対して協力的であるが、競技の歴史があり指導者も多く、既に審判部が組織されて いる国では、独自のライセンスや主導権に対する考えもあり、統一組織に懐疑的な団 体もある。組織化が成されても、実際に組織を活性化させ、実効力のあるものとする ための相当の努力が必要だろう。しかしながら、世界大会において各国が同数の審判 員を派遣すること、もしくは第三国が審判できるようにすることに関しては、各国と も意見は一致している。合気道競技の世界的な普及発展を目指すことを統一目標とし て、各国指導者の協力を仰ぎたいと思う。

今後の方向性

審判技術等については乱取競技創案当初から様々な問題が取り上げられているが、特に1986年以降には短刀側にも返し技としての徒手技(当身技5本)が認められたことにより、選手間の技の攻防はより複雑化し、益々審判員の技量が要求されるようになった。また技の研究や競技ルールの研究が進むに伴い、従来とは異なる新たな技の掛け方や競技規程の隙間を縫うような微妙な掛け方も研究されるようになり、審判員は従来の審判技術に加えて更なる研究と実践を積まなければならなくなってきている。物理的な面においても、国内外において競技者数が増加し、合気道競技が広がりを見せれば、それに伴い審判員の増員と審判技術の標準化が求められる。質量ともに審判に対する要求は高まる一方であり、早急な対応の必要性を痛感しているところである。

前項で述べた国内外の審判組織化のほか、合気道競技創設の本旨を見失わず、その競技特性を生かすための競技規程の改訂のほか、個々の審判員の技術向上と技術の標準化、レベルアップのためには審判講習会の開催方法やライセンス制度の創設などを検討する必要があるだろう。

そのためには、まず他武道との比較研究を行う必要がある。素早い攻防で判断の難

しい「突きあり」(短刀側の攻撃)を見極めるためには、剣道の審判員がどのような審判練習をして、何に重点を置いて審判(判断)しているのか等について学ぶことが有用であろうし、施技するための条件が様々あり、且つ「剣の理」から「徒手技」へと変化する「短刀側の返し技」の見極めについては、徒手対徒手で技を掛けあい、返し技による攻防もある「柔道」の審判技術が大変参考になると思われる。国際的な審判組織の運用についても他武道や他の競技について調査研究するべきであろう。

他武道との比較研究だけでなく、我々の競技規程の制定過程からも審判規程を再度 見直す必要があると思われる。技の判定基準については、技ごとの特質を考えながら、 競技における判定基準を検証していく必要がある。この判定基準こそが技自体を発展 させる鍵であることも忘れてはならない。

審判員の技術向上についても、具体的な諸問題に照らし合わせて改善方法を検討する必要があるだろう。審判が反則行為を見逃さないためには、試合の中で次に何が起こり得るかを予見できるようになることが大切である。模擬試合や実際の試合の中で多くの経験を積むことで、反則行為を見逃さない目が培われていくのである。また、技が掛かった際に「足持ち」「捨て身」等の反則行為がなかったかどうかを必ず疑うなど、試合展開ごとのポイントを把握するためにも、審判員の経験値を上げるための場を豊富に設ける必要がある。

反則行為に関しては審判技術の問題だけではないだろう。現行の規程では「技によって得られる得点」と「反則によって失う得点」の差が大きすぎるため、規定によって戦略論的な反則行為(前述)を抑制することが出来ないのが現状である。こうした反則行為を失くすためには、反則行為に対するペナルティの課し方について規程改訂を含めて検討していかなければならないだろう。

審判技術や規程改訂を進めた上で、どうしても避けて通れない課題が審判員の増員と審判技術レベルの向上及び標準化である。国内外を問わず、判員数を増やすためには、やはり審判講習会を各所にて頻繁に開催し、実践的な審判経験を積んでもらうとともに、合気道競技の本旨や特性についても熟知してもらうことが必要であることは間違いない。その上で必要不可欠なのが審判員の地位の確立である。合気道競技の審判は、その競技特性から非常に複合的な判断を一瞬にして行う必要があり、また選手と同一の試合場内で選手の動きに合わせて移動しながらの判断を行わなければならないため、技術的にも精神的にも体力的にも非常に高度な要求がなされる。その反面、審判組織が確立されていないこともあり、他の競技に比べて著しく審判員のステータスが低いという現状がある。こうした現状を打破するためには統一された審判組織を確立し、国や地域に関わらず、登録された審判員については審判員としての身分や待遇を保証することが必須であると感じている。こうした方策を実行していくことにより、世界大会など各国の審判員が必要な大会では、各国に対して審判員派遣の要請をし、各国から必要数(割り振られた人数)の審判員を選出してもらうことが可能になると思われる。

前述した通り、国際審判組織を確立するためには、各国のコンセンサスが必要不可欠である。各国にある審判組織による活動との整合性を取りつつ、昭道館合気道連盟審判部として審判員登録をしてもらい、世界共通の審判ライセンスの発行をする必要がある。この登録により各国の審判員数や活動状況を把握することが可能になり、世界的な審判ネットワークを構築することで情報交換や審判員の相互派遣が容易になり、より一層の合気道競技の普及発展につながるものと確信している。

合気道競技については、審判も含めて今後も十分な研究を重ねて内容の向上に努めていくことは当然であるが、外部からの評価を得る機会は残念ながら他武道に比してあまりに少ないと言わざるを得ない。競技武道として世界的な発展を目指すためには、競技の要である審判の技量によるところが大きいことは周知の事実である。審判部長として、本稿でまとめた現状と課題についてさらに精査するとともに、各国各地域の意見を集約し協力を仰ぎながら、速やかに具体策を講じていく所存である。その過程については今後も継続して報告していく予定である。

≪ 参考文献 ≫

- 1) 富木謙治:柔道体操. 稲門堂 1954
- 2) 富木謙治: 合気道入門. ベースボールマガジン社 1958
- 3) 富木謙治:新合気道テキスト、稲門堂 1963
- 4)大森竜一監修:合気道乱取競技<審判規程・審判動作>, (NPO)日本合気道協会 指導部 2008
- 5)成山哲郎監修 大森竜一 成山哲也著:合気道競技, 共栄出版株式会社 2010